

# 所見書

まず、今回調査に協力いただいた様々な皆様方に厚く御礼申し上げます。

今回被害を受けた児童の父親でございます。報告書における一部補足、並びに報告書を受けての所見を述べさせていただきます。

## ① 報告書（①上履きが無くなった件）における補足

報告書における「上履きが無くなった件」について、事実関係を補足し、保護者としての所見を述べます。

### 1. 紛失把握の経緯と共有の欠如

本件を私たちが知ったのは、GWが始まる際、私たちの子供が自分のではない学校の上履きを持って帰ってきたからでした。それまでも、持ち帰った日の連絡帳において、紛失の事実には一切触れられておりませんでした。

私たちの子供は以前の学校で体罰を受け、登校拒否に至った経験がございます。当時担任であり、支援学級の主任でもあるG教諭にはその経緯を事前にお伝えした上で、「何か様子の変わったことがあればすぐに連絡をいただきたい」と切実にお願いしておりました。こうした背景がありながら、重要な異変が共有されていなかったことは、親として大きな不安を感じるものでした。

### 2. 学校側への問い合わせと対応の不審点

私たちの子供は障害特性から状況を十分に説明できず、「無くなった」としか聞くことができませんでした。GW明けの5月7日、連絡帳の返信で「自分で脱いでどこかにやってしまった」との記載がありました。5月9日になっても状況が変わらなかったため、改めて連絡帳で伺ったところ、担任からは「月曜日になっても見つからなかったら全校職員へ連絡します」との回答をいただきました。

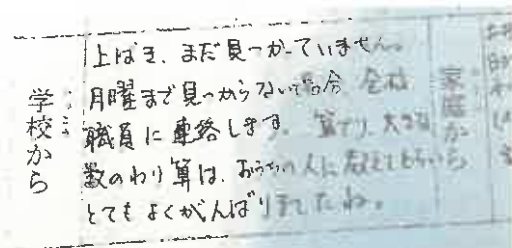


写真1：2024年5月10日連絡帳「学校から」

後に校長先生と教頭先生へ確認し判明したのですが、実際には全校職員への連絡・周知は行われておりませんでした。この連絡のあと5月29日の面談の日はこちらが状況の確認をするに至るまで連絡帳はおろか結果についての報告の一つもありませんでした。

### 3. 発見状況の不自然さと「いじめ」の予兆

紛失から約1ヶ月後の6月7日、連絡帳にて「見つかった」との報告を受けました。そこには「ロッカーの奥に入っていた」とあり、探し方が不十分だったとの記載がありました。

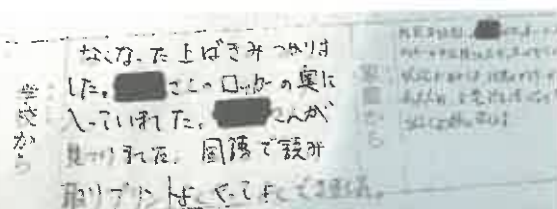


写真2：2024年6月7日連絡帳「学校から」

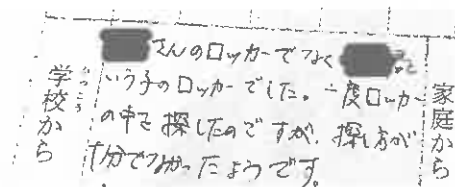


写真3：2024年6月10日連絡帳「学校から」

しかし、ロッカーといえども実際には扉のない「棚」で、左右や上にも十分なスペースがあり、児童たちも日常から使用しているので、そこで一ヶ月も見つからないことは考えにくい状況でした。

当人にも紛失時に「もう一度探してごらん」と伝え、その日の夜に「見つからなかった」と回答しています。つまり、ある日「急に出てきた」のです。当時、消しゴムなどの私物の紛失も相次いでおり、これらはいじめの予兆であったのではないかと今でも感じています。

#### 4. G教諭の対応に対する所見と責任について

本件に関し、校長先生や教頭先生には、私たちの心痛に寄り添い、真摯にお話を聞いていただいたことに深く感謝しております。しかしながら、現場で直接指導に当たっていた支援学級主任・G教諭の対応については、到底看過できるものではありません。

G教諭は当初、本件について「責任を持って対応します」と明言されました。しかし、その後支援級としての対応はどうするのかを聞いた際に「私の手には負えないと思って、管理職に相談しました。」と、支援級の中ではどのような話し合いをして、どうして行こうといった方針は決まっているのかを聞いた際も「そういったことはしていません。」と改善に向けて取り組む姿勢、保護者の心情への寄り添いなどは一切示されることはなく、後に事態が悪化し、私たちが「私たちの子供が失った時間にどのように責任を取っていただけるのか」と問うた際、教諭は一転して「責任は取れない」と回答されました。支援学級を統括する主任という立場にありながら、自らが口にした「責任」という言葉を、事態が深刻化した後に容易に翻して開き直るような態度は、あまりにも無責任です。自ら約束した連絡を怠り、事案を甘く捉え結果として事実究明が不可能なほど放置したことの責任は重いと云わざるを得ません。管理職の皆様が寄り添ってくださった一方で、専門的かつ直接児童と接する立場にあるはずのG教諭が示した不誠実な対応と、一貫性のない言動が事態を悪化させた主因であると断じ、同教諭の責任を厳格に問うことを強く求めます。

#### ② 報告書をうけて

2024年度（令和6年度）、私たちの子供は当時の小学校の支援学級において執拗ないじめを受け、登校拒否になりました。本来、子供の心身の安全を最優先に守り、個々の特性に応じた細やかな教育を行うべき支援学級において、こうした事態が発生したことは保護者として憤りを禁じ得ません。私たちの家族は以前東京に住んでいた際、学校で体罰を受け、それが原因で登校拒否になったという辛い経験を持っております。そのため、移住して2年目となる本年度、当時の担任であり、支援学級全体を統括する立場である支援学級主任のG教諭には、年度当初からこの過去の経緯を詳細に伝え、「私たちの子供は環境の変化や対人トラブルに非常に敏感であり、少しでも様子が異変があれば、どんなに些細なことでも即座に共有してほしい」と、切実な思いで何度もお願いをし続けてまいりました。しかし、その願いは最悪の形で裏切られました。

上履きが紛失するという重大な異変が起きていたにもかかわらず、G教諭は私たちへ一切の連絡をせず、「本人が自分で脱いでどこかにやってしまった」と独断で決めつけ、事態を放置しました。私たちが偶然、借りた上履きをもって帰宅したことに気づき、確認をとらなければ何の情報も得られませんでした。6月の保護者会で初めて、私たちの子供がいじめのような行為を受けていた事実を断片的に聞かされました。本来、真っ先に保護者へ共有されるべき情報を一ヶ月近くも隠し、適切な初動対応を怠ったG教諭の責任は極めて重大です。この「事実の放置」こそが、私たちの子供の心に決定的なダメージを与え、登校拒否へと至らせる要因の一つ

になったことも想像に難くありません。

私たちの子供が登校拒否に追い込まれ、私たちが切実な思いで相手方保護者との対話の場を求めた際、学校を通じて示されたのは「子供同士のことだから謝罪もしないし、会話もしない」という先方のご意向でした。

学校としても、中立的な立場で双方の間に立ち、粘り強く調整を試みてくださったものと拝察いたします。しかし、一方が対話を頑なに拒絶している状況下では、学校という一つの組織が持つ権限や「調整」の力には限界があったことも事実です。結果として、加害側の主張をそのまま受け入れざるを得ない形となり、被害者である私たちは、救済の糸口を完全に見失う形となってしまいました。

学校側も、法的な強制力を持たない中で、どうにか事態を収束させようと苦心されたこととは存じますが、何の解決も謝罪もないまま時間が過ぎていく状況は、当事者である私たち家族にとっては、出口のない二重の苦しみとして重くのしかかりました。

暗闇を漂うような日々の中、何より耳を疑ったのは、現場の責任者であるはずの G 教諭が、改善策を講じる会議において、どのように考えているかを聞いた際、「私の手には負えないので、校長先生や教頭先生に対応をお願いしました。」と職務を放棄し、問題を丸投げした事実です。支援学級主任という専門的立場にありながら、自らの学級で起きた問題に正面から向き合わず、学級内での話し合いや再発防止のための全体指導すらも行わなかった態度は、指導者として到底容認できません。当初は「私が責任を持って対応します」と調子の良い言葉を並べながら、改善するための行動を放棄し、保護者の心情に寄り添うこともなく、「責任は取れない」と開き直った同教諭の姿勢は、あまりにも無責任です。私たちは何も無理な要求をしてきたわけではありません。安心安全に教育が受けられるようにしてほしい。また「何かあれば連絡を」と、当たり前のことを当たり前に行ってほしいと訴え、それだけを願いつけてきたのです。

私たちの子供が学校でしか得られない、友人との交流や集団生活での貴重な成長機会を奪われたことは、親として無念でなりません。さらには、平日の午前 8 時から午後 3 時過ぎまで、本来は学校と給食制度によって保障されているはずの私たちの子供の居場所と食事、そして教育のすべてが、突如として家庭の肩にのしかかりました。

これによって生じた経済的・時間的な困窮は、もはや個人の努力で補える範疇を超えています。登校拒否に追い込まれた私たちの子供を一人自宅に残すことはできず、持病の悪化により職場を離れていた私が 10 月の復職に向けて積み重ねてきた努力は、すべて水泡に帰しました。二十四時間の付き添いを余儀なくされる環境下では復職の道は断たれ、出口の見えない極限のストレスから病状はさらに悪化しました。そのしわ寄せは妻にも及び、幾度となく仕事を休まざるを得ない状況にまで追い込まれました。

こうして重なった世帯収入の激減に加え、毎日の昼食準備、光熱費や食費といった生活コストの増大は、暗澹たる現実として私たちの家庭環境を崩壊の危機へと突き動かしました。本来、憲法で保障された義務教育や給食制度という公的なセーフティネットが存在するはずの平日の昼間、そのすべての責任とコストを、被害者である私たち家庭のみが背負わされ続ける生活は、あまりに過酷で非人道的なものでした。学校側が実効性のある策を講じなかった一分一秒が、私たちの生活を削り続けていったのです。

次に、終わりの見えない精神的な疲弊。学校や教育委員会へ何度相談しても状況は変わらず、それどころか現場の教諭からは「責任は取れない」と突き放され、改善が講じられない。その絶望感の中で、私たちは子供の学習の遅れを補い、傷ついた心のケアをし、さらには自ら方々へ相談に回るといふ、教育現場が負うべき役割まで代行せざるを得ませんでした。

逃げ場のない家庭内でのフォロー、減り続ける家計、そしてどこに何を訴えても一向に改善に向かわない虚無感。私たちは金銭的にも精神的にも限界をとうに超え、家族全員が文字通り、社会から孤立し追い詰められていきました。これほどの塗炭の苦しみを強いた原因が、学校側の初動の誤りとその後の無策にあるという事実、今も激しい憤りを禁じ得ません。

特に看過できないのは、加害児童が「どのような問題を起こしても、形式的な反省さえ見せれば責任を回避できる」という誤った成功体験を積み重ねてしまった点です。指導者が事実をうやむやにし、適切な指導を放棄したことは、加害児童に対して「この学校では何をしてもこうすれば許される」という歪んだ全能感を与え、その加害性を増長させる結果を招きました。この指導者の無責任な放置こそが、いじめを「終わらせる」どころか「助長」させた主因かと思われまます。

その証拠に、「我が家のような思いを誰にもさせたくない」と願い、何度も学校や市役所へ改善を求めてきたにもかかわらず、翌令和7年度、同教諭が担任を務める学級で同一の加害児童による被害が発生し、登校拒否に追い込まれる家庭が新たに出てしまいました。これは、学校の講じた策が、G教諭の認識、指導、教育に向ける姿勢が「再発防止」として全く機能していなかったことの動かぬ証拠です。

教育委員会からは「校長が対応すると聞いている」との説明を繰り返し受けましたが、管理職がいかに「指導」や「対応」を口にしようとも、それが教室内で具体的に実行され、G教諭の振る舞いや加害児童の行動が変わらなければ、被害を受けるのは常に現場にいる子供です。校長の指導が現場に反映されているかを確認もせず、「校長がやっているはずだ」と現場に丸投げし、実効性のない状況を放置し続けた教育委員会の管理責任も極めて重大です。

本件は、本市において「初めて公開に至る重大事態」とであると聞き及んでいます。これまでも重大事態として受理された事案があったにもかかわらず、一度も公開されてこなかった、もしくは重大事態として認定されてこなかった事実は、市全体がいじめの隠蔽や矮小化を常態化させ、被害家庭の悲鳴を密室の中で闇に葬ってきた証左ではないでしょうか。私の周囲にも、不当な被害を訴えながら救済されずに苦しんでいる家庭が実際に存在します。私たちの子供の事案は、その厚い隠蔽の壁を突き破ってようやく表に出た、氷山の一角に過ぎないものと確信しています。今回の調査を、単に過去の出来事を書類に整理し、「再発防止に努める」といった形骸化したスローガンを並べるだけの事務的な手続きで終わらせることは断じて許されません。本市の教育行政が二度と同じ過ちを繰り返さないために、私は以下の具体的かつ抜本的な改善を厳格に求めます。

**第一に、深刻な教員不足という現状を、不適格な教員を現場に留め置くための免罪符にしないでください。**

「代替りの教員がないから」という消極的な理由で、専門性を欠き、実効性のない指導を繰り返した挙句、責任を放棄する教員を主任や担任に据え続けることは、子供たちの安全をギャンブルにかけける極めて無責任な行為です。教員不足を理由に指導能力の欠如を黙認し、その結果として翌年度に新たな被害家庭を生んでしまった本市の管理責任は看過できません。適格性を厳格に審査し、問題のある教員には厳正な人事評価と再教育を施し、二度と被害を拡大させないための毅然とした処遇を求めます。

**第二に、いじめを「担任の主観」に委ねない「多角的監視体制」の導入。**

支援学級という閉鎖的な環境では、担任一人の判断が絶対となりやすく、今回のように事実の矮小化や隠蔽が容易に起こり得ます。担任以外の教諭、または外部の専門員（スクールカウンセラーやソーシャルワーカー）が定期的に学級内の人間関係や持ち物の紛失をチェックし、担任を通さずとも異変が管理職や保護者に直結する「報告ルートの複数化」を義務付けるべきです。

**第三に、加害児童およびその保護者に対する「具体的・段階的な指導ガイドライン」の策定。**

「子供同士のことだから謝罪しない」という理不尽な主張を学校が鵜呑みにし、調整を諦めることは教育の放棄です。いじめの内容や頻度に応じ、加害側に対して「対話の場への出席」や「専門家による更生プログラムの受講」を強く促し、それでも改善が見られない場合には、被害児童の安全を最優先とした「加害児童に対する出席停止」を含む断固たる措置を躊躇なく講じる運用を求めます。

第四に、「指導」が現場で具体的に機能しているかを、教育委員会が責任を持って監視・検証する仕組みの構築。

いじめなど学校での問題が報告された際、「校長が対応している」や「学校で対応すべき」と責任を学校へ押し付けるのではなく、教室内でどのような変化に至ったのかなど、第三者が積極的かつ客観的に評価し、現場が変わっていない場合には教育委員会が即座に直接介入・是正する体制を整えてください。

第五に、被害家庭が代行せざるを得なかった「教育・生活支援」への補償的措置の検討。

学校の不作為によって親が仕事を辞めざるを得なくなったり、学習機会を奪われたりした際の損失を、単なる「家庭の苦労」で済ませてはなりません。放課後等デイサービスやフリースクールの利用支援、あるいは家庭学習への具体的な人的・金銭的バックアップなど、損なわれた「教育を受ける権利」を実質的に回復させるための支援策を、市として公式に整備してください。

支援学級が「加害者が守られ、被害者が追い出される不条理な場所」から、すべての子供が心から安心して笑える場所へと生まれ変わるための、逃げ道のない変革を求めます。私たちの子供が耐え、絶望して失ってしまった膨大な時間、私たちが捧げた血を吐くような訴え、そして流されてきた無数の涙を、無駄にしないでください。本報告書が、子供たちの命と未来を真に守るための、痛みを伴う再生の一步となることを切に願います。

2026年3月2日 被害児童保護者